

附属病院の平成30年度三六協定締結される

医師の時間外勤務上限時間を過労死基準の80時間から79時間に引き下げ、協定周知の徹底など一部改正

この度、医学部附属病院事業場の平成30年度(2018年度)「時間外労働勤務及び休日勤務に関する労使協定(以下、三六協定)」が、一部改正の上締結の運びとなりました。

これに先立ち2月上旬に、附属病院過半数代表者の三隅氏(看護師)から、三六協定について特別条項上限時間の引下げ・労使協定周知の徹底等を求める見直し案が提案され、同代表と人事課及び医学部総務課との協議等が進められてきたことを踏まえたものですが、今回の改正は、医師の特別条項上限時間を現行の80時間から79時間に引き下げることと、協定の周知についての具体化の2点に絞ったものとされました。



🗨️ 一口メモ: 三六協定とは?

三六協定とは、労働基準法第36条にもとづく「時間外勤務及び休日勤務に関する労使協定」のことを指します。使用者は過半数を組織する労働組合または過半数代表者と書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出なければ、法定労働時間(1日8時間、週40時間)を超えて時間外労働をさせることができません。これに違反すると、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金となります。

6月末を目途に協定見直し～十分な意見聴取・意見交換を踏まえ

三隅過半数代表の見直し案は、これまでの時間外勤務の実態(特別条項適用申請結果等)を踏まえ、医師・看護師・薬剤師など職種毎・部門毎に可能な範囲で特別条項上限時間を低減させ、長時間労働の抑制を目指すものとなっています。また、いわゆる「ただ働き」を生じさせないことを前提に特別条項適用手続きの改善、協定周知方法の具体化等も求めています。

提案後、2月21日(水)・3月12日(月)の2回、同代表と人事課・医学部総務課との協議が行われた他、3月15日(木)には人事課担当者(服務管理係長)が附属病院の看護部・薬剤部・栄養治療部等の管理監督責任者へ改正案についての説明と意見聴取を行っています。そうした協議等の中で、医師の勤務実態と時間外手当の支給の運用状況についての検証も今後の課題として浮かび上がっています。

こうした協議等を踏まえて、3月27日(火)午後、大学本部から久保総務部特命担当課長・森本服務管理係長、山口大学教職員組合から鴨崎執行委員長も同席の上、三隅代表と医学部事務部との協議が行われました。

その結果、今回の改正案は多岐に渡っていることから、十分な合意を踏まえた改正を図るため当事者からの意見聴取及び各部門の責任者との意見交換等を行い、6月末を目途に見直しを行うということで合意に達し、今回の一部改正の協定締結となったものです。

病院勤務医の長時間労働問題解決を求める声にどう応えるのか

～問われる附属病院経営陣の姿勢～

全学的には山大教職員組合のとりくみによって、近年は大学として長時間労働抑制と時間外協定順守のための是正策が講じられるようになり、かつてのような過労死基準を上回る長時間労働や「サービス残業（時間外手当の不払い）」は少なくなってきました。

しかし、医学部附属病院では医療現場という特殊性もあり、現在でも、労使協定に違反する就業実態、特に診療医師などの中に過労死基準を大きく上回る長時間労働、さらには無視できない「ただ働き」があることが、組合が実施した病院勤務医労働実態調査等によって明らかとなっています。

医学部附属病院ではこれまで、平成 26 年度及び平成 27 年度に労働基準監督署への教職員等からの告発によって労働基準監督署の立ち入り調査が行われた結果、総額 3 億円に上る時間外手当不払い分が遡及支給される等、数回に渡って労働基準勧告書から是正勧告がなされてきたことは皆さんご承知のとおりです。

なお、病院勤務医の問題は厚生労働省の「医師の働き方改革検討会」でも検討が続けられ、今年 2 月 16 日には「中間的な論点整理」が出され 2019 年 3 月には最終報告書とりまとめが予定されていますが、山口大学でも問題解決へ向けた議論を広げることが求められています。

病院勤務医へのアンケート（回収 55 名分）への回答（自由記載）抜粋

（4 頁にアンケート集計結果の一部を紹介しています）

- 残業時間が多い場合、申告（記載）は控えるように指令されている（病院に監査が入るため）
- 残業時間報告そのものに上限がある
- 時間外手当に上限があるのがおかしい
- 大学病院では日々の臨床業務に加え、研究・論文執筆や医学生の教育など雑務が多すぎるのが問題
- 大学病院特有の問題かもしれませんが、臨床、基礎研究、学会発表の準備、研修医・学生の指導等、世間的には通常は仕事と思われることが仕事と認識されず、全て医師の「趣味」として扱われている。医療・医学の発展のため、いずれも重要な仕事であり、医師の責務であるので、労働時間として制限されるべきではないが、収入あるいは世間の認識として認められたい、という思いはある。

*こうした声は、「ただ働き」の存在を裏付けるものですし、さらに病院勤務医の長時間労働の根本原因に迫る形のご意見でもあります。

組合は長時間労働の抑制と時間外手当の適正支給を求めて運動を続けて来ました～おかしいな、と思ったら組合へ！

山口大学教職員組合はこれまで一貫して長時間労働の是正と時間外手当の適正な支払い等を求めて運動を進めてきました。

平成 27 年度（2015 年）には、吉田事業場（山口市の本部キャンパスで勤務する教職員が対象となる事業場）で発覚した労使協定に違反した労働実態の是正を求めて、事業場過半数代表者（組合推薦により信任投票で選出）と連携して大学との協議を行った結果、直接の管理監督者と人事課長、さらに学長から謝罪文が提示され、事態の解決へ向けた提案が行われる等、大きな動きがありました。

その際、特別条項適用申請が事後になり、「気がついたら協定上限時間を上回っていた」等のあってはならないことが複数以上判明したことを受けて、その再発を防止するために、特別条項摘要の可能性があると判断された時点で同一部署内での応援体制、場合によっては他の部署からの応援を求める等して可能な限り該当者の時間外勤務軽減を図ることも確認されました。

常盤地区分会(工学部等)と副学長との懇談会開催される(3/22)

～学科事務室統合で今、何が起きているのか？

3月22日(火)午後4時から1時間、吉田キャンパスの事務局棟会議室で、常盤分会と副学長との懇談会が開催されました。これは、「工学部学科事務室統合に関する山口大学教職員組合常盤地区分会と学長との懇談会開催について(申し入れ)」(本頁下部に掲載)との組合からの申し入れを踏まえて実施されたものです。

懇談会には学長の対応を求めていましたが、当日は人事労務担当の田中和広副学長が対応しました。大学側は他に、中島総務部長・久保総務部特命担当課長が同席。常盤分会からは小柳分会長と羽田野前分会長が出席し、組合執行部からは鴨崎委員長・滝野副委員長等3名が同席しました。

工学部ではこれまで、各学科別に設置され教員はもとより学生へのきめ細かい支援・サービスを行ってきた七つの学科事務室(それぞれ1名の学科事務室員を配置)が、一昨年の不祥事に端を発して二つの学科事務室に統合され、学科現場とは離れた学部事務室の「大部屋」に再編配置されています。

懇談会では常盤分会が、「この統合は学生・教員に悪影響を及ぼしていることを理解いただき、学部任せではなく大学としても問題解決のためにサポートして欲しい」等と要望しました。なお、「学科事務室そのものを廃止することはなんとしても困る」との要望に対して田中副学長は、「少なくとも当面はこの状態を維持するというで考えている」と「回答」しました。

最後に、常盤分会としてさらに教職員・学生の声を集約した後、再度懇談の機会を持つことが了解されて懇談会を終えました。



(提出した懇談会開催申入書の写し)

2018年(平成30年)3月2日

山口大学学長
岡 正朗 殿

山口大学教職員組合
執行委員長 鴨崎義春

工学部学科事務室統合に関する山口大学教職員組合

常盤地区分会と学長との懇談会開催について(申し入れ)

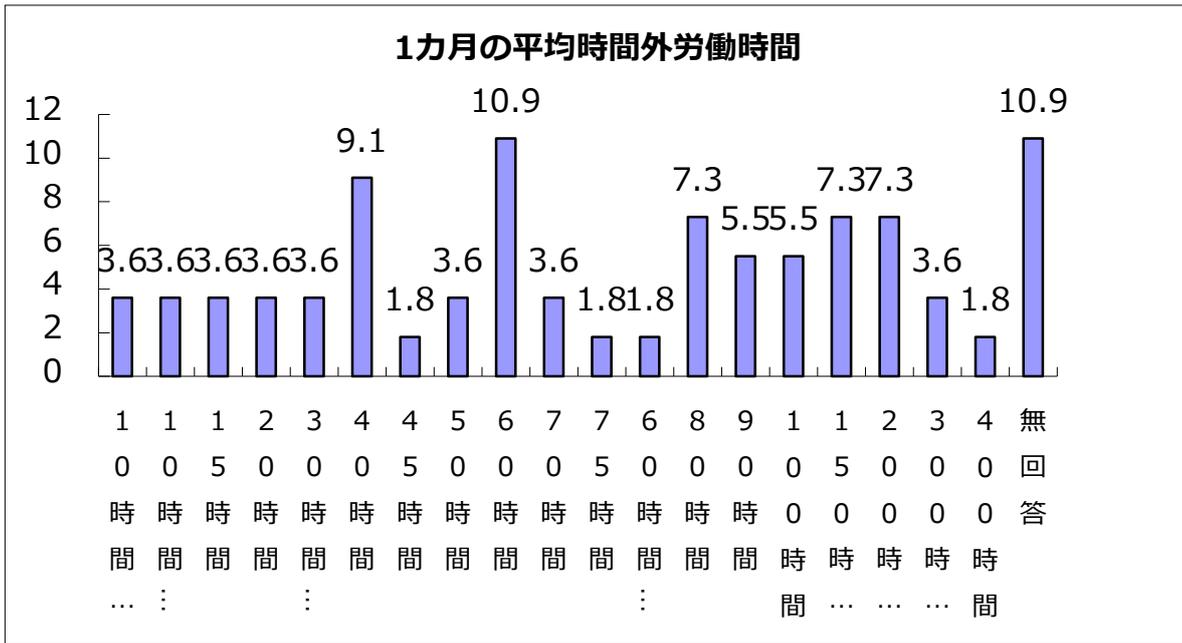
昨年来、工学部で大きな問題となっている学科事務室の再編・統合について、様々な議論を経て2017年10月2日から再編・統合による新たな業務体制が始まっていることはご承知おきのことかと思えます。

この間、昨年7月12日の工学系代議員会における最終案承認までの議論、また6回に及ぶワーキンググループの議論の中で教員の要望あるいは各学科の特殊性、さらには学生に対する影響等について等、種々検討が行われてきました。

そうしたことを踏まえて、去る1月22日に開催された山口大学教職員組合常盤地区分会と工学部長との懇談会の中でもこの問題についての意見交換が行われましたが、予算措置・事務職員の配置及び業務内容、学科事務室非常勤職員退職後の補充問題等、工学部のみでは十分な対処ができない問題も様々明らかとなっております。

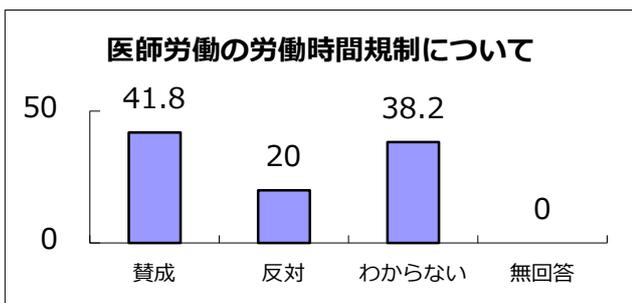
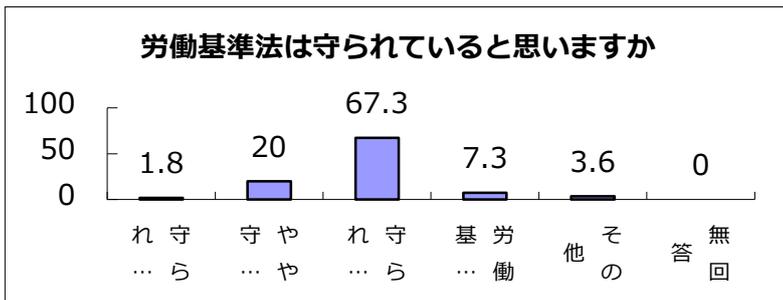
つきましては、常盤地区分会から工学部の実態あるいは組合としての要望事項について、学長に直接伝え、よりよい解決方向に向かって進みたいとの申し出がありましたので、年度末を控え何かとご多忙とは存じますが、懇談会の開催方よろしく願います。

勤務医労働実態調査（2017年7月実施）から



残業代の支払いはありますか

全額支払われている	23.6	13
請求できる時間に上限がある	58.2	32
時間に関係なく定額支給となっている	1.8	1
時間外手当はない	7.3	4
その他	7.3	4
無回答	1.8	1
	100	55



*このデータは山口大学医学部附属病院の回答者55名分の集計結果です。
回答いただいた方々にはこの場を借りて改めてお礼申し上げます。